

石川県原子力環境安全管理協議会 議事録

日 時：令和 7 年 7 月 8 日（火）13 時 30 分～14 時 30 分

場 所：石川県庁 行政庁舎 1 1 階 1 1 0 9 会議室

事務局 (13:30)	定刻となりましたので、ただいまから、石川県原子力環境安全管理協議会を開催いたします。 開会にあたりまして、委員の出席数をご報告いたします。協議会委員 27 名のところ、ただいま 24 名のご出席をいただいております。協議会規程により、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。 前回の協議会以降、一部の委員の方に交代がございましたので、新しい委員の方をご紹介させていただきます。 石川県漁業協同組合専務理事の青山邦洋委員でございます。
委 員	青山です。よろしくお願いいたします。
事務局	石川県農業協同組合中央会専務理事の橋本豊巳夫委員でございます。
委 員	橋本です。よろしくお願いいたします。
事務局	石川県企画振興部長の矢後雅司委員でございます。
委 員	はい、矢後です。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく危機管理部長の竹沢淳一委員でございます。
委 員	竹沢でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	本日は所用により、ご欠席でございますが、金沢大学名誉教授の宮島昌克委員にご就任いただいております。 また、本日は、志賀原子力規制事務所の津田所長にご出席いただいております。 それでは、議事に入ります前に、徳田副知事からご挨拶を申し上げます。
副知事	皆様お疲れ様でございます。皆様方には、今年度第 1 回目となる石川県原子力環境安全管理協議会にご出席をいただきありがとうございます。 令和 6 年能登半島地震から 1 年半余り、奥能登豪雨から 9 カ月余りが経過いたしました。石川県では、今年を「復興元年」と位

	置づけ、道路や河川などのインフラの復旧や被災者の方々の生活と生業の再建を加速させていく、そして創造的復興に向け、被災市町、国と連携して全力を挙げているところであります。皆様方には、一層のご指導、ご協力をお願いする次第でございます。 さて、志賀原子力発電所でございますけれど、現在、原子力規制委員会の新規制基準への適合性に関する審査会合において、敷地周辺断層の活動性等に関する審査が行われております。 規制委員会には、地震による影響をしっかりと検証いただき、科学的な根拠に基づき厳格な審査を行い、地元住民の方はもとより国民の理解と納得が得られますよう、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えているところでございます。 言うまでもありませんが、原子力発電所は安全確保が大前提であります。北陸電力㈱には、今後ともより一層安全対策に取り組んでいただくよう強く求めてまいりたいと考えております。 本日は、北陸電力から、定例の「志賀原子力発電所の運転状況」、「周辺環境放射線監視結果」、「温排水影響調査結果」の第4四半期報告についてご審議いただきたいと思います。 皆様方には、忌憚のないご意見、ご発言を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。
事務局	それでは協議会規程により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は徳田会長にお願いいたします。
議長	それでは、議事に入らせていただきます。最初に議題（１）志賀原子力発電所の運転状況につきまして、北陸電力の方からご報告をお願いいたします。
北陸電力	・「No.1-1 志賀原子力発電所運転状況等四半期報告（令和6年度第4四半期）」を用いて説明 ・「No.1-2 志賀原子力発電所運転状況等報告（前回協議会以降）」を用いて説明
議長 (13:54)	はい、どうもありがとうございます。 1点だけもう少し詳しく説明いただきたいことがあります。資料1-2の6頁から7頁の防災業務計画の届出ということで、7頁に原子力事業所災害対策支援拠点の変更に伴う修正ということで変更前と変更後のポンチ絵がありますけれど、もう少しわかりやすく、この支援拠点というのはどういう意味合いを持つのか

北陸電力	ということと、今回支援拠点が変更になった理由、それと下の方の図面に北陸電力の本店総本部室と金沢市内に代替場所ということで総本部室の代替場所が記載されておりますけれども、そうされた理由についてもう少し詳しくご説明ください。
議 長	まず支援拠点でございますけれども、これは例えば発電所で災害が発生した際に色々な物資等を一時的にそちらの方に集めまして、そこから発電所の方に向けて色々な物資を送ったりする場所でございます。それなりの広さを持った場所でございます。資機材の管理をしたり、場合によってはそこで発電所に行く者に対しての入域管理を行ったりとか、そういう設備を設けております。これは変更前に記載しておりますが、幾つか拠点がございまして、七尾の方ですと七尾大田火力発電所の運動公園ですとか、当初羽咋の方には羽咋電化センター跡地を支援拠点として設けて活動するということを考えておりました。今回、能登半島地震で発生したインフラ被害、これは発電所に近いところですよやはりそういう被害が考えられるということで、今回、羽咋の電化センター跡地を除外して、新たに少し南の方になりますが、金沢の方にあります御所変電所、こちらは北陸電力送配電株式会社の敷地になります。そちらの方に設けるとということと、東側になりますけれども呉羽の研修センター、こちらもそれなりの敷地の広さがありますので、そちらを拠点にするという変更を行ったものでございます。 原子力本部につきましては、変更後の方を見ていただきますと、今は志賀町に原子力本部の総本部室がございまして、こちらでは実際、災害が発生した際に、原子力本部としての拠点を設ける場所になります。こちらがもし使えなかった場合には、金沢の方にあります、原子力本部総本部室代替場所と書いておりますが、こちらを使って色んな国との情報共有ですとか、対外的な対応を行うということはこの防災業務計画の中で定めているものでございます。
北陸電力	今まで本店は本店総本部室に位置付けられておりましたか。 原子力本部の総本部室につきましては、主に原子力関係の国との情報のやりとりになりますが、本店総本部室につきましては、全社大の色々な総務ですとか、あと電力流通とか色々な部門がありますけれども、そういったものの本部が本店総本部室の方に設けられるということでございます。 こちらの方は、変更前のところは少し頁が切れている関係で見えにくい記載となっておりますが、本店総本部室につきましては

議長	元々の計画の中でもあるというものでございます。代替の原子力本部総本部室の金沢の方も、従来通りでございます。
委員	はい、ありがとうございました。以上の説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。
北陸電力	すみません、ちょうど今お話ししていたところなので続いて質問させていただきます。同じく7頁のところの（２）被災者支援活動に関する記載の明確化ですけれども、「住民等の避難退域時検査・除染等について連携して対応する旨を追記する」と書いてあるのですが、これは元々なかったことで、それを追記したということでしょうか。
委員	こちらの方は元々活動としてやっていたものですが、業務計画の中ではっきりと明確に書いてなかったということから、新たにこちらの記載を追記したということでございます。
北陸電力	これは特に避難計画と関連付けて何か考えられていたりするようなものなのでしょうか。それとも単に場所としてはここを設定するというだけの性格付けの意味なのでしょうか。
委員	原子力災害時の避難とも関連することではありますけれども、明確に避難計画と結びつけてというものではなくて、我々の活動としては、そういう関係機関とも連携をしながら、これまでもやっておりましたが、避難退域時の検査等をやるということを業務計画の中で明確にしたというものであります。
委員	分かりました。ありがとうございます。
委員	1頁の連絡事象です。今回は1件だけですが、区分Ⅰの割と大きな震度、震度3が観測されたということですが、志賀町にある震度計で観測されたということで、これはいろいろ情報を上げて、十分注意するということは非常に大事な、重要なことだと思います。 ただもっと住民の方々、あるいは石川県の方に重要なのは、その際に原子力発電所の方でどれだけの震度、あるいはガル数であったかということです。気象庁の震度3であっても、この後の頁に書いてあるように、岩盤に直結した原子力発電所が建てられているところのベースマツト、あるいはベースマツトの近いところに震度計と加速度計があつて、震度計では志賀町の観測では震度3でもベースマツトのところではほぼ0、加速度計は5.5ガルと

北陸電力	非常に小さな活動だった。これは重要ですので、これも合わせて通報していると考えてよろしいのでしょうか。それとこれについて特に周知されることが非常に皆様に安全、安心をしていただく上で重要だと思いますが、そういうところはどのようにされているのでしょうか。 実際に地震が発生した際には、志賀町における震度に合わせて発電所でどのぐらいの震度が観測されたかとガル数を合わせて、石川県、志賀町に通報連絡するとともに公表も行っております。 今回の地震では発電所の建屋の方では震度0、5.5ガルであるということで、ほとんど揺れはないという状況でございます、こういった情報も合わせて公表は行っております。
委 員	ありがとうございます。
議 長 (14:02)	はい、他ございますか。よろしいですか。 はい、それではないようでございますので、次の議題に移ります。議題の(2)と(3)につきましては、一括して審議をお願いしたいと思います。 議題(2)にあります志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書令和6年度第4報(案)、議案(3)にあります志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書令和6年度第3報(案)について事務局の方から説明願います。 なお、これらの報告書案につきましては5月27日に行われました環境放射線測定技術委員会また温排水影響検討委員会におきまして、専門的な見地からの検討を経たものであることを申し添えます。お願いします。
事務局	・「No.2志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(令和6年度第4報)(石川県)」を用いて説明 ・「No.3志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和6年度第3報)(秋季)(石川県)」を用いて説明
議 長 (14:11)	はい、以上の説明につきましてご質問等ございましたらご発言願います。どうぞ。
委 員	環境試料中の放射能の監視結果ということで、環境試料の8頁目なのですが、陸上試料中のセシウム-137ですけれども、今回の測定結果がちょっと下がっているようなのですが、これはサンプリング誤差ということで考えてよろしいのでしょうか。あるいはまた別の要因があるのでしょうか。

北陸電力	もう1つ、県と電力の減衰曲線で、若干電力の方が下がっているような気がするのですが、これも誤差の範疇と考えてよろしいのでしょうか。以上です。 県殿と当社の測定結果の減衰傾向が若干違うように見えるということでございますけれども、この点につきましては減衰傾向の誤差の範囲と考えておりまして、特段何か理由があるものではないと考えております。 もう1点、最新の緑のプロット、今回の測定点が若干低めに出ている点につきましても、測定のばらつきによるものと考えてございまして、特段何かあったものではないと考えてございます。以上です。
議長	よろしいですか。他ございますでしょうか。どうぞ。
委員	温排水の方の影響の調査結果なのですが、私は専門ではないのですけれども、基本的には化学的、生物学的な異常を検知して、何か環境に起こっているかどうかということを調査しているのだと思いますが、今般、今日もすごく暑いですが、異常気象とか、気候の変動が異常だと言われている中で、そういった傾向、影響というのは、この調査では出てこない、関係ないと考えてよろしいのでしょうか。
事務局	水温の傾向につきましては、資料 No 3 の参考資料の4頁に平成2年から令和6年度までの水温の動向が出ておりますけれども、近年の気象云々を反映した数値とまでは言えないものと考えております。あくまで志賀地域での調査時点での水温状況と考えております。全体像を語るような調査にはなっておりません。
委員	気象の変化というのは、生物的な傾向、例えばサザエの調査とかにもあまり反映されないのですか。
事務局	サザエにつきましては、近年、令和3年ぐらいからちょっと量が増えているわけですが、これも周辺漁場、近隣の漁協の水揚げ量に対比して、割と一緒に上っていると。ただそれが水温と関係しているかどうかという話とはまた別で、そこまでは追及できていないというところでございます。
委員	ありがとうございます。わかりました。
議長	はい、他にございますでしょうか。

(14:16)	特にご発言がないようでございますので、議題（２）と議題（３）については協議会として承認をさせていただきます。それでは次に移りたいと思います。 「原子力発電所に対する原子力規制検査結果等について」、志賀原子力規制事務所の津田所長からご説明をお願いいたします。
規制事務所	・「No. 4 志賀原子力発電所に対する原子力規制検査結果の概要（令和６年度第４四半期）」を用いて説明
議長 (14:26)	はい、ありがとうございました。今ほどのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
委員	３頁のところの赤字の記載のことを少しだけ教えていただければと思います。 今回の検査とは別だと思いますが、令和６年度の原子力規制検査が年間４７件決定されているという言い方がちょっと気になっています。そもそもフリーアクセスのような検査をされているかと思うのですが、このような決定というのは事前に決まっている感じを受けます。そういう意味ではないと認識しているのですが、その辺りのところをご説明いただければと思います。
規制事務所	フリーアクセスなので、以前もお話したように、我々はいつでもどこでも検査をしてください、質問をして３０分以上回答に時間がかかるようでしたら、検査モードに入りなさいという指導を受けています。ですので、毎日検査です。 ただ、ガイドの種類もたくさんありますけれども、闇雲にやって、どれをどれだけやって、何をやっているかわからない、といいのはおかしいとなります。 規制委員会の方でベースとして、この程度の検査を計画する、というのを年度初めに決めていただいています。 当然停止をしている原子力発電所と稼働している原子力発電所では件数は違いますが、その通りやらなければいけないという縛りはなく、おおよそこれぐらいをしてはどうか、ということを確認、決めていただいています。 我々事務方から言うと、そのようなことは気にせず、どんどんやるようにと言われます。 今年の報告で、私どもの事務所が全部でおよそ８０件から９０件ぐらいやりました。多くないかという話も出ましたが、当然震災後の復旧作業があるので、検査として確認が増えているということでご承認をいただいております。 これは事務所でフリーアクセスの権限をいただいて、検査につ

	いては事務所の検査官の権限でさせていただきますが、最終的な決定は規制委員会の方に報告を上げて、決裁をいただきます。そういった意味では、検査が終わるまでわからないではなく、元々の計画は幾つだったら、今は47件を計画するということで決定をいただいているという意味でございます。 これは47件でなければならないという意味での記載ではございません。
委 員	はい、わかりました。ありがとうございます。
議 長	他、何かございますか。ございませんか。 それでは特にご発言もないようでございますので、以上、本日予定しておりました議題等の審議は終了させていただきます。 事務局から報告が2件あります。お願いします。
事務局	はい、お手元に資料 No.5 として本協議会の協議会規程を配布しております。県庁内の組織改編に伴い、第7条の下線部が危機管理監室から危機管理部になったことにより改定したものであります。 また、資料 No.6 として配付しておりますのは、3月21日に開催しました前回の協議会の議事概要であります。これにつきましては、委員の皆様方に内容のご確認をいただいたものであり、現在ホームページ上に公開しております。以上でございます。
議 長	以上をもちまして、本日の石川県原子力環境安全管理協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございます。